入省後のキャリアパス ~ キャリアパスの選択 ~

都道府県労働局の事務官には2つのキャリアパスがあり、入省時に選択することができます(次ページ参照)。

① ハローワークや労働局における

労働者の職業の安定、働き方改革関係業務を中心としたキャリアパス

次ページの該当例

A-1 A-2

- ・ ハローワーク(公共職業安定所)や労働局において、職業相談・紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務等や働き方改革推進のための企業指導、相談等の多彩な業務を担当していただきます(職業安定、人材開発、雇用環境・均等セクションに配属されます)。
- ・ 業務が非常に広範なため、入省後はできるだけ多くの異なる業務に就いていただき、 係長・専門官等の中堅職員以後は、本人の適性や希望に応じて、各業務のスペシャリストに成長していただくことを期待しています。
- 最終的には幹部職員としてハローワークや労働局の運営に携わっていただきます。

※ 原則として、係員、主任、係長、専門官、 指導官の間は、総務部(労働保険徴収部課室 を含む。)、雇用環境・均等部(室)、職業 安定部、需給調整事業部課室、公共職業安定 所に配置され、雇用保険業務(適用・給付)、 管理業務、労働保険適用徴収業務、職業紹介 業務(職業相談・求人受理)、雇用環境・均 等業務を幅広に経験することになり、A-1と A-2どちらかのキャリアパスが選べるわけで はありません。

② 労働基準監督署や労働局における 労働者災害補償保険(労災保険)関係業務を中心としたキャリアパス 次ページの該当例

В

- ・ 労働基準監督署や労働局において労災保険を支給するための審査、調査、労災認定の対応や労働保 険の適用・徴収を担当していただきます(労働基準、雇用環境・均等セクションに配属されます)。
- ・ 入省後早い時期には、労働基準監督署における第一線の窓口業務を中心とする業務を経験後、管内 監督署の業務を統括する労働局の業務も含めて経験していただき、労災補償や労働保険の適用徴収業 務のスペシャリストとなっていただくことを期待しています。なお、本人の適性や希望に応じて、最 低賃金に関する業務や働き方改革推進関連業務に従事していただくこともあります。
- 最終的には、幹部職員として労働基準監督署や労働局の運営に携わっていただきます。

※ 監督署係長・専門官職、労働局主任・係長、 監督署課長、労働局専門 官職・課室長補佐の間は、 監督署や労働局労働基準 部以外に労働局総務部、 雇用環境・均等部(室) で勤務することもあります。

キャリアパスの例

※これは一例のイメージであり、実際は本人の勤務成績・適性、希望などにより個々異なります

入省

多くの業務を幅広く経験し 基礎を形成していく期間

専門性を形成していく期間

マネジメント力を 養成する期間

組織のリーダー としての期間

A-1:ハローワーク勤務を中心とするキャリアパス

係員	主任、係長、専門官職	課長、統括官	所長、部長等 幹部職員
○ハローワークでの窓口業務 (雇用保険、職業相談等)	○就職促進指導官として就職困難者の職業指導○雇用指導官として事業主援助・指導○係長として困難事案に対応、部下への業務指導等	○統括職業指導官として職業紹介部門の企画運営	○ハローワーク所長 としてハローワーク の運営

A-2: 労働局雇用環境・均等部(室)での働き方改革関係業務を中心とするキャリアパス

係員	主任、係長、指導官	課室長補佐、 課長(監理官)	部(室)長等 幹部職員
○部(室)での窓口業務(労働相談、助成金審査等)○ハローワークでの窓口業務(雇用保険、職業相談等)	○指導係長として企業指導等 ○雇用環境改善・均等推進指導官として企業指導計画 の策定、困難事案への対応等 ○ハローワークで雇用指導官として事業主援助・指導	○課室長補佐として部下のマネジメント、部(室)内の業務調整 ○課長(監理官)として部(室)の企画運営	○部(室)長として雇 用環境・均等部(室) の運営

B:監督署での労災補償業務や労働保険適用・徴収業務を中心とするキャリアパス

係員	監督署係長・専門官職、労働局主任・係長	監督署課長、労働局 専門官職・課室長補佐	監督署、労働局の 幹部職員
○労働基準監督署での窓口業務(労災保険の請求対応等)	○監督署係長や専門官職として過労死などの複雑な労 災請求の審査業務に従事	○監督署課長、労働局専門 官職・課室長補佐として部	
○労働局労災補償部署・労働保険 適用徴収部署における窓口業務	○労働局主任・係長として労災補償業務、労働保険適 用徴収業務、管理業務など、幅広い業務に従事	下のマネジメント、組織内 の業務調整	○監督署、労働局の 幹部職員として、各 組織の統括・運営
○雇用環境・均等部(室)での窓口 業務(労働相談、助成金審査等)	○雇用環境改善・均等推進指導官として企業指導計画 の策定、困難事案への対応等	○労働局において労災補償業務の企画運営	